

植物検疫について



平成26年11月13日
農林水産省門司植物防疫所

本日の説明内容

- 1 植物検疫とは？
- 2 日本の植物検疫制度
- 3 国際郵便物、携帯品の植物検疫
- 4 輸入禁止品の輸入許可制度
- 5 国内植物検疫の概要
- 6 国内における植物等の移動規制

1. 植物検疫とは？

日本で行われている検疫

種類	検査の対象	規制の対象	担当
検疫	人	人間の伝染病	厚生労働省 検疫所
食品監視	食品	人間が飲食して 害のある物質	
動物検疫	動物・畜産物	動物の伝染病	農林水産省 動物検疫所
植物検疫	植物 植物生産物	植物の病害虫	農林水産省 植物防疫所

植物検疫の必要性

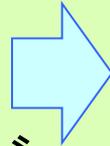
植物防疫法第一条(法律の目的)

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

○未発生病害虫の国内への侵入・まん延防止

輸入植物の検査

貨物、携帯品、郵便物など



有害な病害虫が見つければ消毒などを実施

○我が国の一部に存在する病害虫の拡散防止

有害な病害虫が侵入すると・・・(海外)

1840年代の 아일랜드

アメリカから侵入した
ジャガイモ疫病が大発生



ジャガイモ生産に
壊滅的被害



「ジャガイモ飢饉」
ヨーロッパ最後の
大飢饉
100万人が死亡
100万人が国外移住 人口減

1870年代のヨーロッパ

アメリカから侵入した
ブドウフィロキセラが大発生



ぶどう生産がほぼ全滅



ワイン生産に大打撃



有害な病害虫が侵入すると・・・(我が国)

沖縄県等にウリミバエ、
ミカンコミバエ種群が侵入



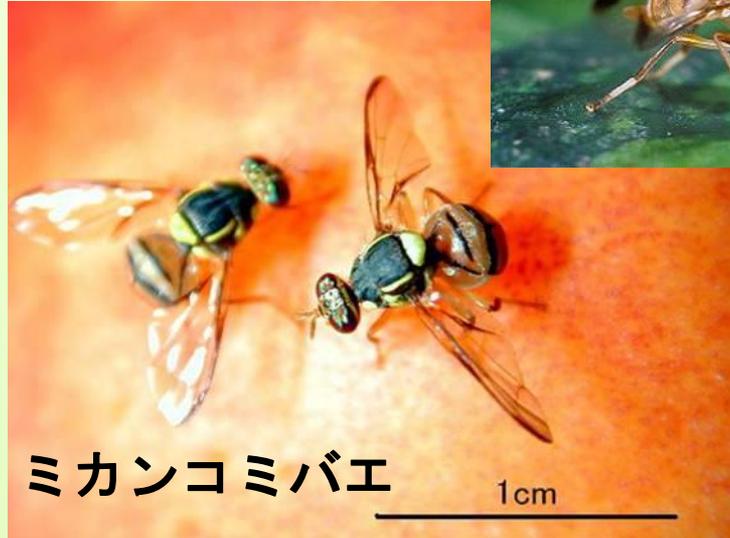
カンキツ、キュウリ、メロン、
ウリ等に大被害



根絶までの期間：25年
防除費用：約254億円
従事者：延べ63万人



甚大な被害から農林業を予め
守るには植物検疫が重要！



NHKの番組「プロジェクトX」で、
沖縄の「ウリミバエ根絶事業」が取り上げられました。

2. 日本の植物検疫制度

植物検疫を行う機関 ～植物防疫所～



全国に66か所

主要な港・空港に配置

- : 本所 5 所
- : 支所 16 所
- : 出張所 45 所

植物防疫所定員 996名

(平成27年3月末現在)

植物検疫のしくみ

植物検疫

国際検疫

輸入検疫

- ・ 輸入の禁止
- ・ 輸入の制限
- ・ 輸入される植物の検査



国内検疫

輸出検疫

- ・ 国内植物の移動規制
- ・ 侵入警戒調査
- ・ 緊急防除
- ・ 国内の種苗検疫

- ・ 輸出される植物の検査



植物検疫制度（国際植物検疫）の概要

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品、郵便物などにより輸入される全ての植物やその容器包装について輸入植物検疫を実施しています。
- 植物の輸出に際しては、その植物が輸入国の要求する条件に適合しているかどうかについて検査する輸出植物検疫を実施しています。

輸入植物検疫

海外から検疫有害動植物(※)が我が国に侵入し、これらがまん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために以下の措置を実施

- ・輸入の禁止
- ・輸入農産物等の検査
- ・検査結果に基づく消毒・廃棄等の処置
- ・栽培地(相手国内)での栽培地検査

※ 検疫有害動植物

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するもの

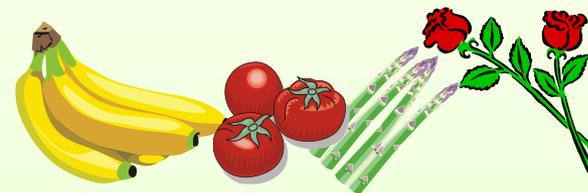
- ・国内に存在しないもの
- ・既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの

輸出植物検疫

- ・輸出相手国が検査証明を要求する品目について、相手国の要求する検査を実施
- ・栽培地検査を要求されている場合は、当該検査についても併せて実施
- ・これら検査に合格した旨を示す証明書(植物検疫証明書)が無いものは輸出できない(輸出相手国が検査を要求していない品目については、検査・検査証明は不要)



輸入検疫のあらまし



種子、苗木、果物、野菜などの植物・植物生産物

輸入禁止品

栽培地検査対象品

◆日本に未発生で、農林業への被害が甚大、かつ検査で発見が困難な病害虫がつく植物

◆生きた病害虫

◆土

◆土の付着する植物

検査品

◆輸入禁止品・検査不要品以外のすべて

病害虫の検査

不合格

合格

消毒

廃棄又は返送

検査不要品

◆高度加工品

(病害虫がつくおそれがないもの)

(例)

製茶、マンゴウ乾果、小売容器入りの乾燥香辛料など

輸入可能

輸入禁止品の例

(植物防疫法第七条第一項、植物防疫法施行規則第九条、別表一の二、別表二、別表二の二 関係)

イネわら(朝鮮半島、台湾除く)



イネもみ(朝鮮半島、台湾除く)



マンゴウ生果実
(タイ、フィリピン等)



土壌



生きた検疫有害動物
(写真:コウチュウ目幼虫)



その他:ジャガイモ生塊茎、サツマイモ生塊根、リンゴ属苗木等

栽培地検査対象植物の例

(植物防疫法第六条第二項、植物防疫法施行規則
第五条の四、別表一の二 関係)

トマト種子(栽植用)
(米国、英国等)



スイカ種子(栽植用)
(中国、米国等)



トウモロコシ種子(栽植用)
(米国、メキシコ等)



(注意点)

1. 植物の輸入には、輸出国側で栽培地検査を行った旨の記載のある植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)が必要です。
2. 輸出国での検査だけでなく、日本に輸入した際にも植物防疫官による輸入検査を受ける必要があります。
3. 種子は一部を採取して、植物防疫所で検定を行うことがあります。

その他: インゲンマメ種子(米国等)、ジャガイモ種子(米国等)、サクラ属苗木(ドイツ等) 等

検査品の例

(植物防疫法第六条第一項 関係)

玄米種子



コムギ種子



オーチャードグラス種子



(注意点)

1. 植物の輸入時には、輸出国の植物検疫機関が発行する植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) が必要です。
2. 輸出国での検査だけでなく、日本に輸入した際にも植物防疫官による輸入検査を受ける必要があります(通常検査、隔離栽培等)。
3. 種子は一部を採取して、植物防疫所で検定を行うことがあります。

検査品に該当しない植物の例

(植物防疫法第二条第一項、輸入検疫規定第六条 関係)

製材



乾燥キノコ



染色処理などした敷物



その他

製茶

砂糖、塩等に浸けられた植物

バナナ、ブドウ等の乾果

等、高度に加工されたもの

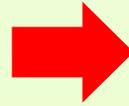
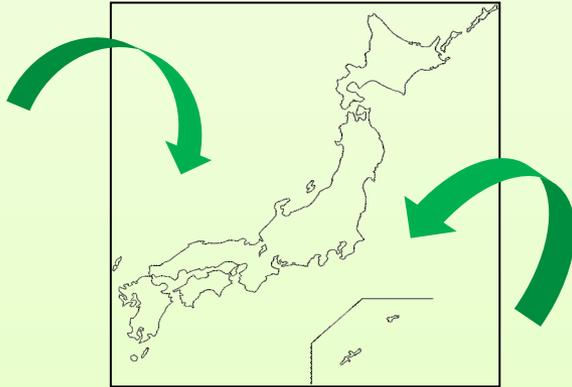
植物の輸入に係る法令条文とその罰則について

項目	植物防疫法	罰則	植物防疫法 施行規則
輸入禁止品	第七条第一項	3年以下の懲役 又は 100万円以下の 罰金	第九条、別表一の二、 別表二、別表二の二
栽培地検査	第六条第二項		第五条の四、 別表一の二
通常検査品	第六条第一項		—

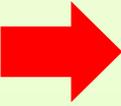
3. 国際郵便物、携帯品の植物検疫

国際郵便物検査の概要

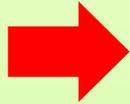
郵便物の発送



郵便局(通関交換局)に到着



植物防疫官が郵便局で輸入検査を実施



合格

→ 名宛人へ郵送

不合格

消毒

返送

廃棄

郵便物の形態による植物輸入の可否

郵便物の形態	植物輸入の可否
小形包装物	○
小包郵便物	○
信書郵便物	×

(植物防疫法第六条第四項、第五項)

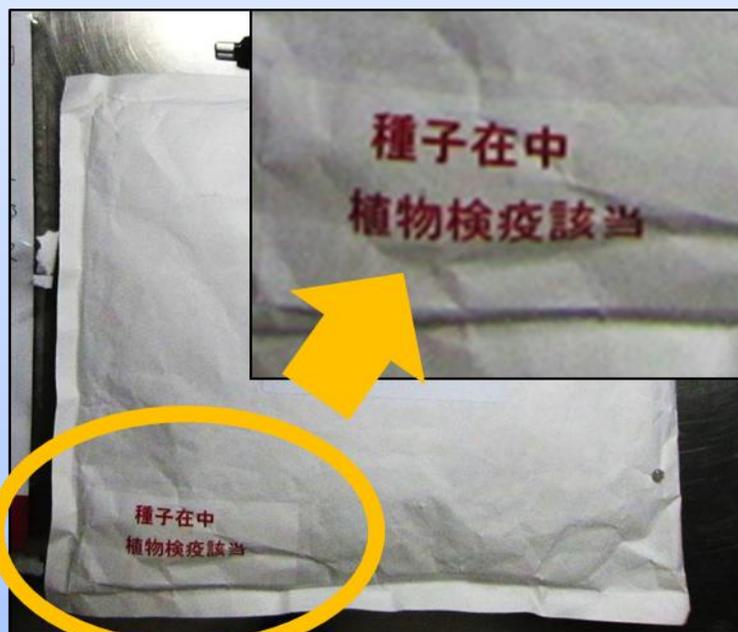
日本へ送る際の注意点

郵便で植物を送る際には、荷物に植物が入っていることが分かるように外装に記載した上で送ってもらうようお願いします

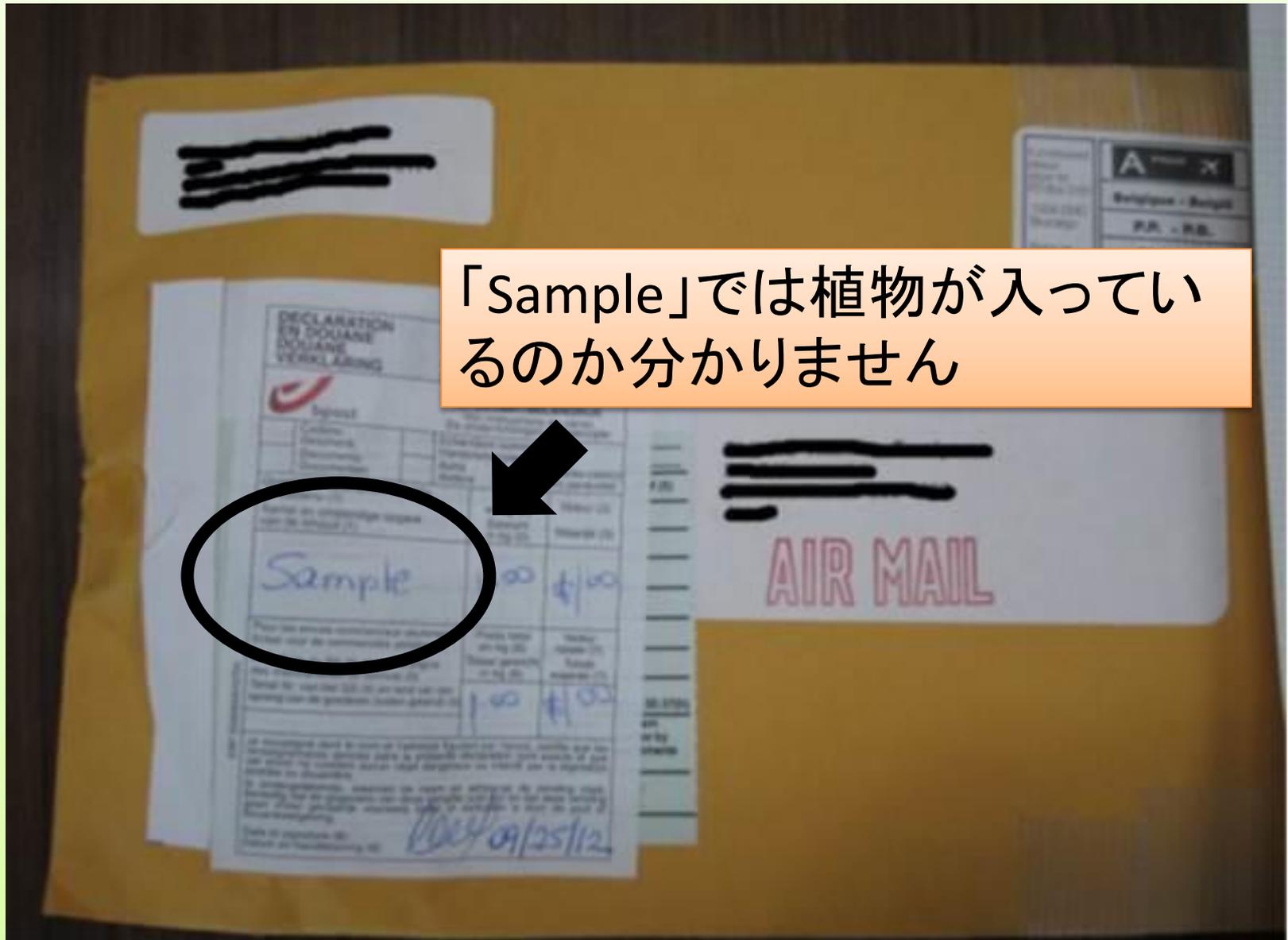
(記載例)

表面

裏面



不適切な記載例①



不適切な記載例②

「Merchandise (商品・雑貨)」では植物が入っているか分かりません

USPS® First Class Mail

Custom Declaration CN 22

Contents:
Merchandise

Detailed descriptions of contents:	Qty.	Weight		Value (US \$)	To:
		lb.	oz.		
Glass Gem Indian Corn Heirloom Seed - The ...	3	0	0.4	8.97	

HS tariff number and c...
Total Wt. Total Value AES/

郵便物到着時の確認ポイント①

輸入検査で合格した郵便物の外装等には、
合格証印や検疫テープ等があります



合格証印

(植物防疫法施行規則第七号様式)



検疫テープ

❗ これらの印がどちらもない場合は、植物防疫所へ
ご連絡ください。未検査である可能性があります。

郵便物到着時の確認ポイント②

植物検疫を受けた郵便物には、輸出国が発行した植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)は入っていません(植物検疫証明書は検査時に植物防疫官が回収します)



植物検疫証明書(米国)

○様式は国ごとに異なります

○オリジナルの特徴(一部例外あり)

- ・「original」と記載がある。

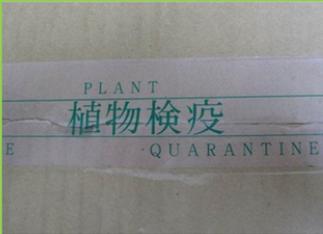
(複写すると「COPY」と出ることが多い)

- ・輸出国政府機関責任者の直筆署名や証印等がある。

- ・紙質が比較的良いものが多い

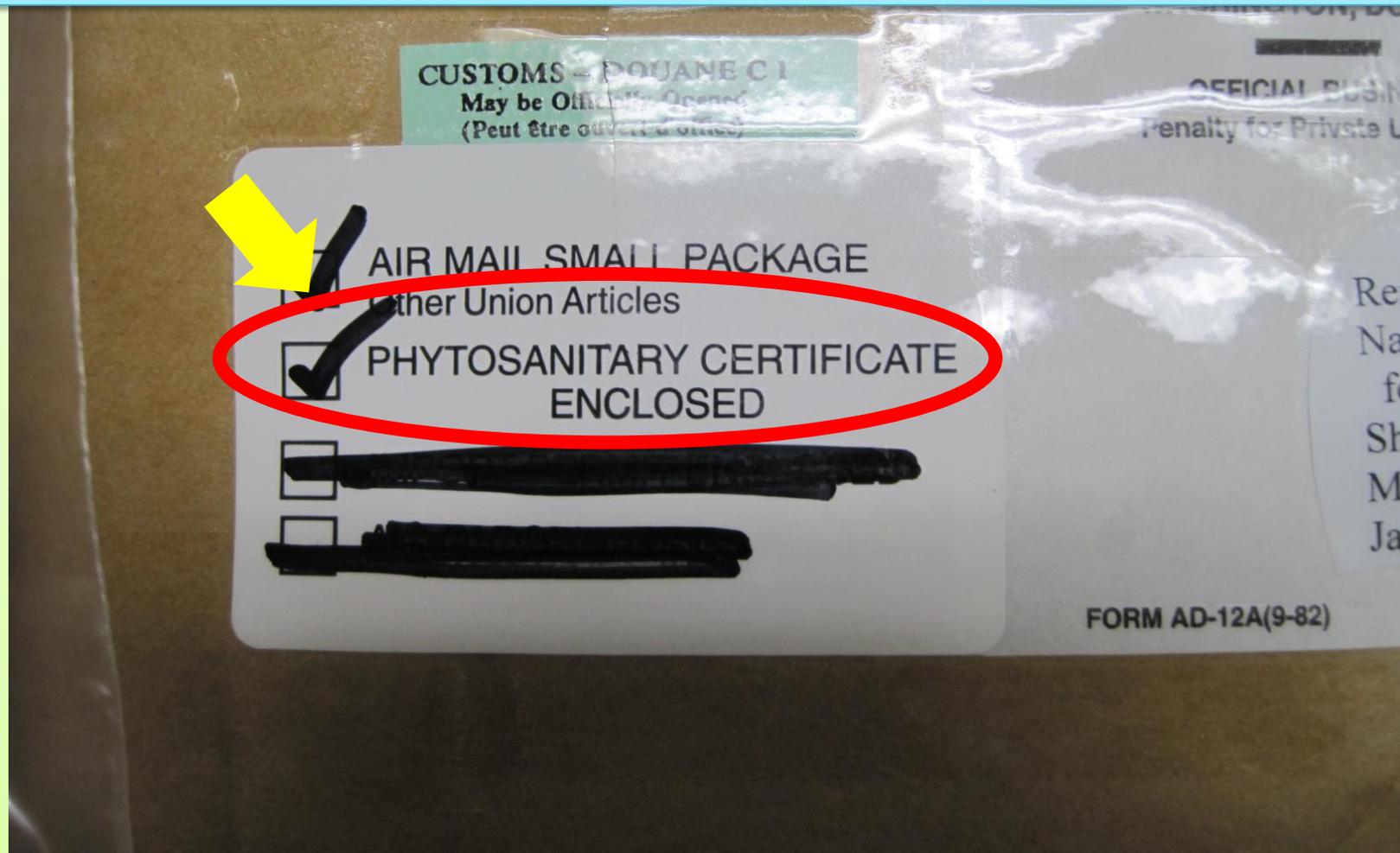
❗植物検疫証明書の原本が入っていた場合は、植物防疫所へご連絡ください。未検査の可能性あります。

確認ポイントのまとめ

 合格証印	 検疫テープ	 植物検疫証明書(原本)	確認後の対応
あり ○	あり ○	なし ×	検査済み OK
あり ○	なし ×	なし ×	検査済み OK
なし ×	なし ×	あり ○	⚠️ 未検査の可能性あり →植物防疫所へ連絡！
なし ×	あり ○	なし ×	⚠️ 未検査の可能性あり →植物防疫所へ連絡！

参考

「PHYTOSANITARY CERTIFICATE ENCLOSED」にチェックが入っていても、植物検疫受検済みとは限りません



未検査と思われる国際郵便物が届いた場合



未検査郵便物の到着



(植物防疫所へ連絡)



(開封していない場合)

郵便局に植物検疫を受けていない旨を通知して、通関局への差し戻しを依頼

(開封してしまった場合)

植物防疫所に持ち込み又は郵送で届ける(検査後の返送は依頼者着払い扱い)

(植物防疫法第八条第六項関係)

国際郵便物の検疫に係る罰則について

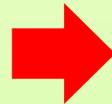
植物防疫法	内容	罰則
第六条第五項	植物の入った信書 便物を受け取った場 合は、遅滞なく植物 防疫所へ届け出る こと	30万円以下の罰金
第八条第六項	小形包装物又は小 包郵便物で、未検査 植物を受け取った場 合は、遅滞なく植物 防疫所へ届け出る こと	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

旅客手荷物の検査

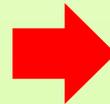
- 手荷物で持ち込まれる植物についても、植物検疫の対象となります。空港で必ず植物検疫を受検してください。
- 郵便の場合と同様に、検査時には輸出国の植物検疫機関が発給する植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) が必要です。

手荷物検査の流れ

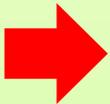
(旅客機到着)



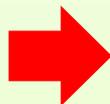
入
国
審
査



(荷物の引き取り)



(植物検査カウンター)



※植物検査カウンターは、手荷物受け取りカウンターの近くにありますが



(受検)



1. 持ち込んだ植物と輸出国で取得した植物検疫証明書を係官にご提示ください



2. 検査を実施(一部の種子等では、植物防疫所での検定のため時間がかかる場合があります)
3. 病害虫等の付着がなければそのままお持ち帰りいただけます

4. 輸入禁止品の 輸入許可制度

輸入許可制度を利用した禁止品の輸入

輸入禁止品に該当するものであっても、試験研究機関、博物館等における試験研究や展示等に使用する場合は、あらかじめ農林水産大臣の許可を受けることによって、輸入禁止品を輸入し、利用できるよう、植物防疫法に除外規定が設けられています。

申請手続きから発送までの流れ
～国際郵便物による輸入の場合～

1. 「輸入禁止品輸入許可申請書」を植物防疫所へ提出。それに基づき、植物防疫所がその輸入の可否について審査を実施
2. 審査終了後、問題がなければ「輸入禁止品輸入許可指令書」及び「輸入許可証票」が植物防疫所より交付される
3. 輸出国の発送人に輸入許可証票を送付し、郵便物に貼付した上で荷物を植物防疫所気付で発送してもらう

表

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. _____
Date of Issue: November 15, 2012

This is to certify that the undersigned declared the goods under Article 7 paragraph 1 of the Plant Quarantine Law to use the following services and things. He is of the conviction that no pest is attached to and contained therein.

Use: Workshop (Foreign assistance & S. International)
Quantity: 100g (including packing material in a package)

Number 1. The report is provided only during the period from _____ to _____.

2. The package shall be opened by the Plant Quarantine Station stated on the certificate to be examined after the inspection by the said Station.

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

裏

DESTINATION: _____
YOKOHAMA PLANT PROTECTION STATION

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN.

あて先: 横浜市中区北林通1-17 横浜国立大学国際センター
横浜植物防疫所

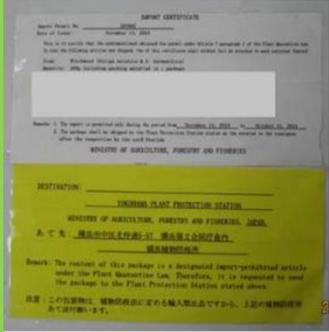
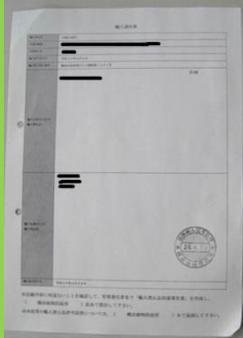
Remark: The content of this package is a designated import-prohibited article under the Plant Quarantine Law. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Quarantine Station stated above.

注意: この郵便物は、植物防疫法に定める輸入禁止品です。上記の植物防疫所あてに送付願います。

輸入許可証票

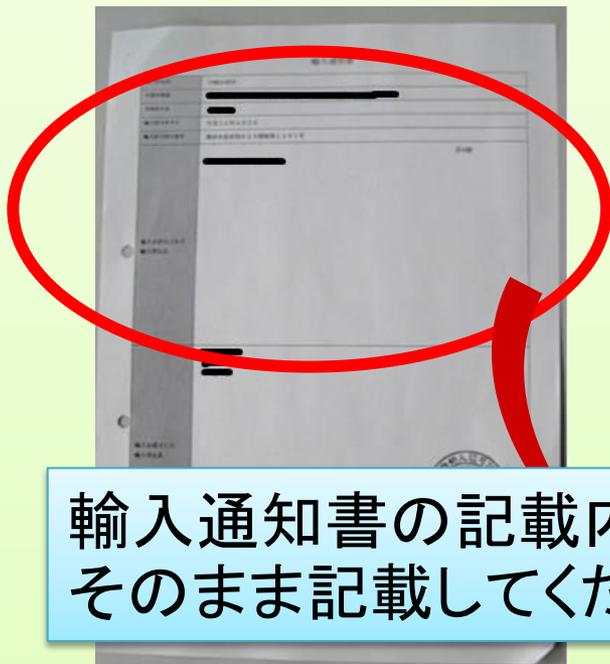
日本到着から輸入までの流れ ～国際郵便物による輸入の場合～

1. 日本到着後、植物防疫所において検査を実施し、問題がなければ外装に「輸入認可証印」を押印される、もしくは「輸入認可証明書」が交付される
2. 輸入禁止品が手元に届くので、荷物の状態を確認する(下表参照)

 <p>輸入許可証票</p>	 <p>輸入認可証印</p>	 <p>輸入通知書</p>
<p>なし ✕</p> <p>検査時に防疫官が 回収します</p>	<p>あり ○</p> <p>検査時に防疫官が 押印もしくは同梱します</p>	<p>あり ○</p> <p>検査時に防疫官が 同梱します</p>

この表のとおりに入禁止品が届かなかった場合は検査未受検です。植物防疫所へご連絡を！

3. 輸入認可証明書等を確認したら、「輸入禁止品到着報告書」を作成し、すぐに植物防疫所へ送付する



輸入禁止品到着報告書

平成__年__月__日

____植物防疫（事務）所（____支所又は出張所）長 殿

（管理責任者）
住所
職業
氏名 印

平成__年__月__日付の輸入許可指令書第__号____をもって輸入を許可された輸入禁止品____下記のとおり管理場所へ到着しましたので、報告します。

記

1 到着した輸入禁止品
____産______梱____kg（個）

到着年月日
平成__年__月__日

（注）氏名を自署する場合は、印を捺印することができる。

4. 輸入禁止品輸入許可指令書で付された条件に従って、試験研究又は展示を実施
5. 管理期間が1年以上の場合は「輸入禁止品管理利用状況報告書」を提出する
6. 試験等を完了する場合には、植物防疫官の立ち会いの下、輸入禁止品等の消毒処理を行う。
7. 消毒処理終了後、「輸入禁止品管理完了状況報告書」を提出する

輸入禁止品の輸入許可に係る罰則について

植物防疫法	内容	罰則	植物防疫法 施行規則
第七条第一項	輸入の禁止	3年以下の懲 役	第六条の二 第七条
第七条第三項	農林水産大臣 の輸入許可に は、必要な条 件を附すこと ができる	又は 100万円以下 の罰金	第八条

5. 国内植物検疫の概要

国内検疫の概要

- 新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している重要病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法等に基づき、侵入警戒調査、移動規制及び緊急防除を実施。
- 病害虫が寄生していない健全な種苗の供給を確保するため、植物防疫法に基づき、種馬鈴しょを対象とした種苗検査を実施。
- 近年ではプラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)、アリモドキゾウムシ・イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌の発生を確認。現在これらの重要病害虫を対象として、移動規制や緊急防除等の措置を講じ、徹底した防除・封じ込めを実施。

侵入警戒調査

万が一侵入があった場合に迅速な初動対応ができるよう、全国の港、畑や果樹園において、未発生の重要病害虫を早期に発見するための調査を実施。
(実施例)ミバエ類、火傷病等



(ミバエ類の調査に用いるトラップ)

移動規制

省令で定める地域内にある特定の種類の植物の移動を制限若しくは禁止することにより、有害動植物の他地域へのまん延を防止。【法第16条の2、第16条の3】

(実施例)
カンキツグリーニング病菌：沖縄県及び奄美群島の一部等



(移動取締り)

緊急防除

植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施することにより、重要病害虫の根絶・撲滅を図るとともに他地域へのまん延を防止。

【法17条】
(実施例)
プラムポックスウイルス：東京都青梅市等



(伐採作業)

種苗検査

繁殖の用に供する植物で農林水産大臣が指定するものについて、その栽培中に植物防疫官が検査を行うことにより、有害動植物のまん延を防止。【法第13条】

(実施例)
農林水産大臣が指定する11道県で生産される種馬鈴しょ

6. 国内における植物等の移動規制

法令により移動が規制されている植物・重要病害虫とその地域

移動規制(法16条の2・16条の3)

緊急防除(法17条)

持ち出せないもの	発生地域
<p>植物: さつまいも、ヨウサイ(空芯菜)、あさがお、ぐんばいひるがおなどの生茎葉及び地下部</p> <p>害虫: アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ、アフリカマイマイ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>アリモドキゾウムシ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>イモゾウムシ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>アフリカマイマイ</p>  </div> </div>	<p>沖縄県全域、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島</p>
<p>植物: ミカン科植物の一部の苗木類(ミカン、ポンカン、タンカン、シイクワシャーなどのかんきつ類、ゲッキツ、サルカケミカンなど)</p> <p>病気: カンキツグリーンング病</p> <p>害虫: ミカンキジラミ</p>	<p>沖縄県全域(H9.8.1~)</p> <p>徳之島、沖永良部島及び与論島(H19.4.12~)</p>
<p>植物: セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ、サクラ属(ウメ、モモ、スモモなど)の生植物(果実、種子は除く)</p> <p>病気: プラムポックスウイルス</p>	<p>青梅市及び日の出町の全域並びにあきる野市、八王子市、羽村市、福生市及び奥多摩町の一部(H22.2.20~)</p>



持ち込めない地域
<p>沖縄県全域、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島以外の国内全地域</p>
<p>沖縄県を除く国内全地域</p>
<p>徳之島、沖永良部島及び与論島を除く国内全地域</p>
<p>左の地域を除く国内全地域</p>

植物検疫制度や手続き等でご不明な点があれば、植物防疫所HP又は最寄りの植物防疫所へご連絡ください

なお、「ITPGRに基づく植物遺伝資源の利用の手引」(農林水産技術会議事務局発行)でも、植物検疫に係る手続きを案内しておりますので、併せてご参照ください。

■ 植物防疫所ホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>)

郵便物・携行品：<http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/index.html>

大臣許可：<http://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>

■ 植物防疫所連絡先一覧

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

ITPGRに基づく植物遺伝資源の
利用の手引



食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際
条約（ITPGR）は、農作物の育種研究に携わる
研究者の力々が、各国のジーンバンク・ネットワ
ークを通じて世界共通の手続きにより、植物遺伝資源を
入手できる仕組みを提供しています。

平成26年11月
農林水産省

ご清聴ありがとうございました



農林水産省門司植物防疫所